

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案三段表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分、二重傍線ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第四百四十二条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、公職の候補者たる衆議院名簿登載者（当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者を除く。）が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、第一項の規定により当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなす。この場合における前項の規定の適用については、同項中「送信をする者（その送信をしようとする者）」とあるのは、「送信をする衆議院名簿登載</p>	<p>（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第四百四十二条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

者（その送信をしようとする衆議院名簿登
載者」とする。

4 選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事実を証する記録を保存しなければならぬ。

一 第二項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと及びその者から選挙運動用電子メールの送信を求めようとする旨があつたこと又は送信をすることに同意があつたこと。

二 第二項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信

3 選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事実を証する記録を保存しなければならぬ。

一 前項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと及びその者から選挙運動用電子メールの送信を求めようとする旨があつたこと又は送信をすることに同意があつたこと。

二 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信

をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

5・6 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

三の二 第四百四十二条の四第二項 (同条第

三項において読み替えて適用される場合を含む。) 又は第五項の規定に違反して

選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 (略)

四 十 (略)

2 (略)

をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

4・5 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

三の二 第四百四十二条の四第二項又は第四

項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 (略)

四 十 (略)

2 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

四 十 (略)

2 (略)

<p>(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 第四百四十二条の四第六項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者</p> <p>二の三 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 第四百四十二条の四第五項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者</p> <p>二の三 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---	--

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(適用区分)</p> <p>第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二条の四第二項、第四項及び第五項(第二項及び第五項)にあつては、通知に係る部分に限る。)、第百五十二条、<u>第二百二十九条並びに第二百七十一条の六の規定を除く。</u>及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p> <p>(通知に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前に新法第百四十二条の四第二項各号又は</p>	<p>附則</p> <p>(適用区分)</p> <p>第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二条の四第二項から第四項まで(第二項及び第四項)にあつては、通知に係る部分に限る。)、<u>第百五十二条、第</u><u>二百二十九条及び第二百七十一条の六の規定を除く。</u>及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p> <p>(通知に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前に新法第百四十二条の四第二項各号又は</p>

第五項に定める通知に相当する通知があった場合には、それぞれ同条第二項各号又は第五項に定める通知があったものとして、同条第二項又は第五項の規定を適用する。

(検討)

第五条 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メール（新法第四百二十二条の三第一項に規定する電子メールをいう。）を利用する方法による選挙運動については、次回の国政選挙（施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日が早いものを用い。以下同じ。）後、その実施状況の検討を踏まえ、次々の国政選挙（次回の国政選挙後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう。）における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。

2 | 新法第四百二十二条の六第四項に定める有料広告の特例については、公職の候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四項に定める通知に相当する通知があった場合には、それぞれ同条第二項各号又は第四項に定める通知があったものとして、同条第二項又は第四項の規定を適用する。

(検討)

第五条 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メール（新法第四百二十二条の三第一項に規定する電子メールをいう。）を利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法（同項に規定するインターネット等を利用する方法をいう。）による選挙運動の在り方については、選挙の公正を確保しつつ有権者の政治参加を促進する観点から、次回の国政選挙（施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日が早いものを用い。以下同じ。）後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々の国政選挙（次回の国政選挙後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう。）までに必要な措置が講ぜられるものとする。